

ひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けた 県民の皆様へのお願い

福岡県内の新規感染者数は、7月中旬以降増加傾向にあり、予断を許さない状況にあります。このまま感染が拡大し、医療提供体制がひっ迫するような事態は絶対に避けなければなりません。

このため、県民の皆様におかれましては、以下の点についてご理解・ご協力くださいますよう、あらためて強くお願いいたします。

- ① 「人にうつさない」、「人からうつされない」、「感染している可能性を疑う」という意識を常に強く持ってください。
- ② 特に、最近では20代～30代の若い世代の感染が半数を占め、無症状の方が多いため、若い世代の方は、高齢者など重症化しやすい方に感染を広げないように、慎重に行動してください。
- ③ マスク着用、まめな手洗い、人との距離の確保、三密の回避など、「新しい生活様式」を実践してください(ただし、マスク着用時は熱中症等にご注意ください)。
- ④ 外出にあたっては、ご自身の健康状態はもとより、目的地の感染状況、利用する施設や店舗の感染防止対策を確認し、その必要性を判断してください。
- ⑤ 発熱等の症状がある場合は外出を控えてください。
- ⑥ ご自身の感染防止対策を徹底するとともに、感染防止対策が不十分な場所への外出は避けてください。
- ⑦ とりわけ、「接待を伴う飲食店」で業種別の感染拡大防止ガイドライン等を遵守していない店の利用は控えてください。
- ⑧ 接触確認アプリ「COCOA」を積極的にご利用ください。

これまでの皆様の努力が水泡に帰することがないように、ご理解・ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

令和2年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県民に対する協力要請

区域	福岡県全域
要請内容	<ul style="list-style-type: none">● 以下のうち、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。 (1) 特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ① 接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの) ② 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等) ③ 酒類の提供を行うカラオケ店 (2) その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)● 遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる掲示を確認すること(県の「感染防止宣言ステッカー」等)。● 8月8日(土)から8月21日(金)までの間は、利用(会食や飲み会等)は2時間以内とし、2次会、3次会等は控えること。
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

感染防止対策を徹底しているお店を利用しましょう！！
～ 感染防止対策の徹底 × 対策の見える化 = 利用者の安心 ～

事業者の皆さまへ	県民の皆さまへ
業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づき対策を徹底した上で、「 感染防止宣言ステッカー 」を掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう	業種別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染経路から自分の身を守りましょう
① 事業者 → 県ホームページで感染防止対策をチェック + ステッカーの利用申請 ② 事業者 → 掲載用ステッカーを配信 事業者 → タウンロード印刷 + 店舗・施設の入出口など目立つところに掲示 ③ 利用者 → 感染防止対策をしている店舗・施設を確認 ④ 利用者 → 接触確認アプリ「COCOA」を利用 ⑤ 利用者 → 掲示を確認・利用	事業者 利用者

※感染防止宣言ステッカー
詳しくは、福岡県ホームページをご確認ください | コロナ 福岡県庁 検索